

内閣参質一七九第二九号

平成二十三年十一月二十五日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 平田健二殿

参議院議員福島みづほ君提出東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関するマニュアルの共有に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みづほ君提出東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関するマニュアルの共有に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「マニュアル」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく計画を運用するために、原子力発電所の事故に対応することを目的として政府が作成した規程等のうち、原子力災害危機管理関係省庁会議が定めた原子力災害対策マニュアルについては、各関係行政機関において共有しているものと認識しているが、同マニュアルを含め、これらの規程等の政府内におけるより実効的な共有の在り方については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、今後検討してまいりたい。

二について

お尋ねの「公開する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一についてで述べた規程等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく開示請求があつた場合に同法の規定に従つて開示することとしている。なお、ホームページ等を通じて公表すること

については、記載されている情報が様々であり、個別具体的に検討を要するものと考える。